

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	衛生資材など、日々使用する消耗品の実績報告はどのように行えばよいか。	納入時の写真及び納入業者からの納入証明書、支払ったことが分かる領収書を添付してください。 納入時の写真が多数の場合は、CD-Rなどの記録媒体での提出も可能です。
2	実績報告に係る「領収書等の証拠書類」に関して具体的に示されたい。	医療機関等からの実績報告について、領収書のほか、納品書、請求書、明細書など、対象経費が分かるものであれば、証拠書類になり得ると考えています。 原則領収書の添付が必要ですが、銀行振込の控えや通帳の写しでも対応可能です。
3	実績報告に添付する領収書は原本の提出が必須となるのか。領収書の記載のみでは補助対象か否か不明な時は、領収書を再提出させる必要があるか。（納品書等の補足書類などどこまでを認めて良いか。）	原本ではなく、写しでも差し支えありません。
4	精算書類に必要な領収書等とは、領収書以外に具体的に何を想定しているか。	医療機関等からの報告については、領収書のほか、納品書、請求書、明細書などを想定しています。 賃料の場合は、契約書等の写しを添付してください。
5	精算の事務フローが示されていないが、申請同様、国保連を通した電子データでの報告なのか。	医療機関等からの実績報告提出については長崎県に郵送で紙媒体等で提出してください。